

令和3年度
(2021年度)

教育行政方針

(要旨)

旭川市教育委員会

『はじめに』 旭川市教育行政方針を申し上げます。

少子高齢化の進展や先端技術の普及などにより、社会が急激に変化し予測が困難なこれからの時代において、国では、誰もが将来への希望を持って、生涯を通じて必要な学習を行い、自己を高め活躍することが重要であるとしています。

このため、小学校に続き中学校で全面実施となる新学習指導要領のもと、学校教育を社会に開かれたものとし、子どもたちに未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むことが求められています。

また、生涯学習・社会教育の充実に向け、中央教育審議会において、新しい時代における学びを通じた地域づくりなどが示されています。

教育委員会といたしましては、こうした動向を踏まえ、「主体的に学び力強く未来を拓く人づくり」を基本方針とし、子どもたちに未来社会を切り拓く力を育むことや、誰もが主体的に学びその成果を地域の活動などに生かすことができるよう、教育行政を推進してまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、今後も最大限の危機感を持ち、保護者など市民の皆様の御協力をいただきながら、学校や社会教育施設などにおける適切な対策を進めてまいります。

以下、学校教育、社会教育の順に、教育行政推進の重点的な取組について申し上げます。

『基本的な考え』

はじめに学校教育についてであります。

子どもたちが、ふるさと旭川への愛着と誇りを持ち、それぞれの夢や目標の実現に向けて、生きる力を育み、未来へとはばたくことができるよう、安全で安心な教育環境を整備するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働を推進し、令和の時代の豊かな学びの実現に取り組んでまいります。

令和3年度におきましては、第2期旭川市学校教育基本計画に基づき、3つの重点的な取組を進めてまいります。

子どもたちに未来 を生き抜く力を育 む

重点的な取組の1つ目は、「子どもたちに未来を生き抜く力を育む」であります。

新型コロナウイルス感染症について長期的な対応が見込まれる中、教育活動の推進に当たっては、感染状況等を踏まえながら柔軟に対応し、学びの保障に努めるとともに、誹謗中傷を生じさせないための指導の徹底や、児童生徒の感染に対する不安・悩み等への心のケアを図ってまいります。

また、感染症予防の指導や校内の衛生管理など、国の制度も活用し感染症対策に継続して取り組んでまいります。

確かな学力の育成につきましては、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が一層進められるよう、北海

道教育委員会の事業を活用し、授業改善推進チームによる巡回指導やその成果の普及とともに、授業力向上プロジェクトチームによる教員研修を実施してまいります。

英語教育につきましては、各学校にALT及び小学校外国語活動サポーターを派遣するほか、海外の児童生徒との交流や長期休業中のALTによるイングリッシュ・チャレンジ教室、教員の英語力向上を図る研修会を実施いたします。

GIGAスクール構想の推進につきましては、児童生徒一人一人の可能性を引き出す個に応じた学びや協働的な学びを実現するため、各学校に整備したICT環境の円滑な運用と効果的な活用を図ってまいります。

そのため、ICTを活用した学習で使用する教材ソフト等の整備に引き続き取り組むほか、ICTの専門的知識を有する支援員を配置するとともに、実践推進校を指定し、その成果の普及や、教職員向けの研修を通して指導力向上を図ってまいります。

また、本市の取組について、保護者の理解が得られるよう積極的な情報発信に努めるとともに、産学官による学校のICT活用を支援する体制の整備や、プログラミング学習の充実に向けたICTパークの活用など、家庭や地域との連携・協力のもと、本市ならではの取組を充実してまいります。

少人数学級編制につきましては、国において、令和3年度から小学校の35人学級を段階的に進めることが決

定されたことから、国の動きや北海道教育委員会の取組も踏まえ、引き続き教員の確保に努め、本市独自の取組を進めてまいります。

豊かな心の育成につきましては、道徳研修会を開催し、教員の授業力向上を図るとともに、児童生徒に命の大切さや思いやりの心を育む教育を推進してまいります。

いじめ問題への対応につきましては、旭川市いじめ防止基本方針に基づき、学校や家庭、関係機関等と連携し、未然防止や早期対応の取組を進めるほか、道外先進校とのオンライン交流や、生活・学習A c tサミット開催などを通じ、児童生徒の主体的な活動を促進してまいります。

また、児童生徒のいじめの未然防止に向け、(仮称)いじめ防止条例の制定を進めてまいります。

不登校への対応につきましては、各学校において、教員やスクールカウンセラー等による教育相談や学習支援、家庭訪問等を充実し、未然防止や早期発見・早期対応に努めてまいります。

また、適応指導教室(ゆっくらす)における児童生徒一人一人に応じた支援や関係機関等と連携した取組を進めてまいります。

健やかな体の育成につきましては、児童生徒自らが目標を持って生活し運動に取り組むことができるよう指導資料を作成するなど、体育授業や体力づくりの取組を充

実するとともに、各学校のオリンピック・パラリンピック教育の取組を関係部局と協力して支援してまいります。

また、学校給食を通じ、地域の食文化や地産地消の大切さなどについて理解を深めることができるよう、地元の生産者などとも連携し、食に関する指導を充実してまいります。

児童生徒のふるさと旭川の理解を深め、郷土への愛着と誇りを育むため、キャリア教育等で活用できる本市の地域人材や施設等のリストを拡充し、各学校における地域の教育資源を効果的に活用した学習活動を支援してまいります。

特別支援教育につきましては、一人一人の教育的ニーズに応じるため、教職員や特別支援教育補助指導員の研修会を開催し、指導・支援の充実に努めるとともに、医療的ケアを必要とする児童生徒に対応できるよう、看護師資格を有する補助指導員を増員いたします。

子どもたちの学び の環境を整える

重点的な取組の2つ目は、「子どもたちの学びの環境を整える」であります。

児童生徒の安全を確保し、安心して学ぶことができるよう、防災や交通安全、防犯等に関する指導の充実を図り、児童生徒の危機対応能力を育成するとともに、登下校の安全対策といたしまして、関係機関や地域と連携した通学路の合同点検を実施し、危険箇所の周知や必要な

対応を行ってまいります。

また、千代田小学校の増改築工事への着手をはじめ、豊岡小学校の実施設計、永山西小学校の基本設計、明星中学校の耐力度調査を実施し、学校施設の耐震化を推進してまいります。

アスベスト含有断熱材が使用されている煙突の改修につきましては、令和3年度をもって全ての対象校が完了できるよう取り組んでまいります。

児童生徒のより良い教育環境を整えるため、旭川市立小・中学校適正配置計画に基づき、保護者や地域住民と意見交換を行い、理解を得ながら学校の統合や通学区域の見直しに取り組んでまいります。

子どもの貧困につきましては、社会的な課題であり、経済的に厳しい世帯に対する支援として重要な役割を担っている就学援助や、特別支援教育就学奨励費事業により、引き続き保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、関係部局と連携し、就学援助制度と各種支援制度を合わせて周知するなど、きめ細かな情報提供に努めてまいります。

**子どもたちをともに
育て豊かな学びを
つくる**

重点的な取組の3つ目は、「子どもたちをともに育て豊かな学びをつくる」であります。

学校における働き方改革につきましては、旭川市立小中学校働き方改革推進プランの目標達成に向け、引き続き各学校において教職員の勤務時間の把握と適切な勤務

管理を行うとともに、部活動指導員等の専門スタッフの配置やオンデマンド研修の充実を図るなど、時間外勤務の縮減に向けた取組を推進してまいります。

教職員の服務規律の保持につきましては、学校教育に対する信頼を損なうことのないよう、不祥事の根絶に向けた強い決意を学校と共有し、教職員一人一人の心に響く効果的な指導を通じた意識改革や、具体的な事例を踏まえた研修の実施など、教育公務員としての自覚と責任を強く促す取組を進めてまいります。

地域の理解と協力を得た学校運営に向けましては、各学校におけるコミュニティ・スクールの取組を着実に進めてまいります。

『基本的な考え』

次に社会教育についてであります。

「生涯を通じた学びの振興」、「個性豊かな文化の振興」の着実な実施を目指し、市民の知識や能力の向上、生きがいの創出、また、郷土への愛着を育むことを目的に、地域の魅力や資源を生かした学びの機会の充実と文化芸術活動の一層の支援を推進してまいります。

令和3年度におきましては、旭川市社会教育基本計画に基づき、5つの重点的な取組を進めてまいります。

市民一人一人の主体的な学びの機会の充実

重点的な取組の1つ目は、「市民一人一人の主体的な学びの機会の充実」であります。

昨年策定しました社会教育施設ガイドライン等に基づ

き新型コロナウイルス感染症対策に努めるとともに、緊急時に速やかに対応できる体制を維持しながら、学びの場の提供と機会の充実を図ってまいります。

生涯学習フェアまなびピアあさひかわにつきましては、節目となる第30回目の開催を延期いたしました。市民の学習活動への関心を高め、自らの成果を発表する貴重な機会でありますことから、十分な感染症対策を講じた上で開催いたします。

ジオパーク構想につきましては、周辺自治体や関係団体とのネットワークを強化し、住民参加型の活動や調査・研究を行うなど、将来的な日本ジオパーク認定に向けた体制づくりや環境整備を進めてまいります。

市民の学びを支える環境の整備

重点的な取組の2つ目は、「市民の学びを支える環境の整備」であります。

中央図書館におきましては、新たに策定いたします第4次旭川市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもたちがいつでもどこでも自分から読書に親しむことができる環境づくりに取り組んでまいります。

科学館におきましては、新設いたしましたサイパル未来基金を活用し、常設展示室に錯覚をテーマとした展示物のコーナーと地球温暖化や人口密度などの多様なコンテンツが学習できる体験型地球儀を新たに設置するほか、3Dプリンタやレーザーカッターを使い参加者が自由な発想でものづくりに取り組むことができる新規事業

を展開してまいります。

市民文化会館につきましては、市民対象の施設見学会を開催するとともに、関係部局と連携して今後の整備等の方向性について、引き続き検討を進めてまいります。

WEB所蔵絵画作品展につきましては、教育委員会が所蔵している絵画の一部を誰でも鑑賞できるようホームページによる公開を実施してまいります。

地域における学び の循環

重点的な取組の3つ目は、「地域における学びの循環」であります。

地域全体で子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動につきましては、モデル地区での導入に向け、地域学校協働本部の設置やコーディネーターの配置など、活動を推進する体制づくりを進めてまいります。

旭川市シニア大学におきましては、学習成果を多くの機会で見せ、地域で活躍できる人材を育成するため、実践的なカリキュラムを実施してまいります。

本市の成人を祝うつどいにつきましては、令和3年の式典を1月から延期し5月開催といたしましたが、令和4年の式典と合わせ、十分な感染症対策を講じ、新成人が安心してつどい、人生の節目をお祝いすることができるよう開催の準備を進めてまいります。

公民館につきましては、地域集会施設の活用方針に基づき、令和6年度に予定されている地域集会施設の見直しの第2段階に向け、位置付け等について引き続き検討

してまいります。

**市民の心を豊かに
する文化芸術活動
の充実**

重点的な取組の4つ目は、「市民の心を豊かにする文化芸術活動の充実」であります。

市民の文化芸術活動を支援する取組につきましては、コンサートや展覧会などの事業に対する支援を行うとともに、旭川市民ギャラリーの利用者の要望に応じて利用時間帯を1時間早め、利便性を高めてまいります。

市民文化会館や大雪クリスタルホールにおきましては、幅広い世代を対象に、低廉な価格で質の高い舞台芸術が鑑賞できる公演や、文化芸術の素晴らしさを体験できる機会の提供など、魅力ある自主文化事業を実施いたします。

彫刻美術館におきましては、第42回中原悌二郎賞を開催し、優れた彫刻作品の鑑賞機会の充実を図るなど、彫刻のまちとしての魅力の発信に努めてまいります。

**郷土文化の保存・
活用と郷土愛の育
成**

重点的な取組の5つ目は、「郷土文化の保存・活用と郷土愛の育成」であります。

アイヌ文化の普及や促進につきましては、国の交付金を活用し、市長部局と連携しながら、「アイヌ文化を生かすまちづくり」を推進する事業に取り組んでまいります。

民間のアイヌ文化施設につきましては、整備計画の検討を進めるとともに、協働事業によりアイヌ文化の保存

と伝承，理解の促進を図り，産業や観光の振興につなげてまいります。

また，大雪山麓上川アイヌ日本遺産推進協議会の一員として，本市のアイヌ文化遺産の活用と情報発信を図ってまいります。

博物館におきましては，アイヌの人々の暮らしと動物との関わりをテーマとするほか，博物館が所蔵するこけしを活用してその歴史や特徴を紹介する企画展を開催するとともに，郷土の歴史や文化への関心を更に高め，理解を深めるための講座や体験学習を実施いたします。

優佳良織につきましては，本市発祥の染織工芸を絶やすことのないよう，その技術を保存・伝承するための支援を継続してまいります。

歴史的建造物の旧宮北邸につきましては，昨年，建物とその敷地を取得したことから，建物の保存や活用方法について，専門家に助言をいただきながら検討を進めてまいります。

『 む す び 』 以上，教育行政推進の重点的な取組について申し上げました。

新型コロナウイルス感染症により，社会活動の制限など様々な影響がある中，これまで当たり前に行っていた学校教育や社会教育について，その役割や意義を再認識し，改めて，人づくりを担う教育の使命を強く感じたところであります。

また、高度情報化や人口減少などが進展する社会にあ
って、一人一人が幸福で豊かに生き、社会や地域の未来
を拓くことができるよう、誰もが生涯にわたり生き生き
と学び続けることができる環境づくりが、今後一層重要
となってまいります。

教育委員会といたしましては、市長部局や地域社会と
の連携のもと、学校教育部と社会教育部が両輪となり、
新しい生活様式を踏まえた学校教育や、生涯学習・文化
芸術の振興などに取り組み、令和3年度を新しい時代の
人づくり・地域づくりの基礎を築く重要な年と位置付
け、教育行政を全力で推進してまいります。

市民並びに議員の皆様の一層の御支援と御協力をお願
い申し上げます、教育行政方針といたします。